

# 非常勤職員の給与等に関する規程

## 目 次

- 第1条 目的
- 第2条 給与の区分
- 第3条 日給
- 第3条の2 フレックスタイム制を利用する非常勤職員の日給
- 第4条 通勤手当の支給
- 第4条の2 在宅勤務等手当
- 第5条 時間外勤務手当
- 第5条の2 夜勤手当
- 第6条 期末業績手当の支給
- 第7条 給与の支給日
- 第8条 給与の支給方法
- 第9条 給与の減額
- 第10条 削除
- 第11条 別段の取扱い
- 第12条 本規程の管理部署

## 附 則

- 別表1 非常勤職員日額俸給表（第3条関係）
- 別表2 非常勤職員の期末業績手当支給割合（第6条関係）
- 別表3 再任用相当職員の支給割合（第6条関係）
- 別表4 勤務日数割合に対する支給割合（第6条関係）

## (目的)

第1条 この規程は、非常勤職員の任用に関する規程（人事一法Bー非常勤任用。以下「非常勤職員任用規程」という。）第12条の規定に基づき、非常勤職員に支払われる給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与の区分)

第2条 非常勤職員の給与は、次の区分による。

- 一 日給
- 二 諸手当
  - イ 通勤手当
  - ロ 在宅勤務等手当
  - ハ 時間外勤務手当
  - ニ 夜勤手当
  - ホ 期末業績手当

## (日給)

第3条 非常勤職員の日給は、原則として、次の各号に掲げる方法によって算出した日額単価をもって当てるものとする。ただし、その方法により難しい場合は、これに準じて別に定めることができるものとする。

- 一 非常勤職員任用規程第3条に規定する職種の分類に相当する別表1に定める非常勤職員日額俸給表の級及び号俸の俸給日額に、諸手当支給規程（人事一法Aー諸手当支給。以下「諸手当支給規程」という。）第5条第1項及び第2項に規定する地域手当月額の1/21相当額を加えた額を、勤務時間7時間30分の日額単価とする。
  - 二 勤務時間7時間30分未満の場合の日額単価は、前号で定めた額に勤務を要する時間数を乗じた額を7.5で除した額とする。
  - 三 前各号で得た額に100円未満の端数がある場合には、60円未満を切り捨て、60円以上を100円に切り上げるものとする。
- 2 非常勤職員任用規程第4条に定める職種の分類に相当する別表1に定める非常勤職員日額俸給表の級及び号俸の指定は、別に定めるところによるものとする。

## (フレックスタイム制を利用する非常勤職員の日給)

第3条の2 非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法Aー非常勤休暇）に基づきフレックスタイム制を利用する非常勤職員の日給は、1日の勤務時間の変動にかかわらず、前条に基づき算出した日額単価をもって当てるものとする。この場合において同条中「勤務時間」とあるのは、「フレックスタイム制勤務時間運用要領（人事一法Bーフレックス）第6条に規定する標準勤務時間」と読み替えるものとする。

## (通勤手当の支給)

第4条 通勤手当の支給を受けようとする非常勤職員が、次の各号の一に該当する場合については、理事長又はその委任を受けた者に通勤届を届け出なければならない。

- 一 採用された場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変

更があった場合

- 2 通勤手当は諸手当支給規程第7条第1項に準じて支給する。ただし、通勤手当の支給を受ける非常勤職員が出張、研修、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。また、第5項の規定に基づき算定した額を1箇月当たりの運賃相当額とされている非常勤職員については、出張、研修その他の事由により、全日にわたって通勤しないこととなるときは、その日の通勤手当は支給しない。
- 3 1週間の勤務日が5日とされている非常勤職員の通勤手当の額は次の各号に定める額とする。
  - 一 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、諸手当支給規程第7条第1項、第2項及び第3項を適用して算定した額とする。ただし、同条第3項において、非常勤職員任用要領（人事一法B－非常勤任用）別表1第八号に定める参事を除き、所を異にする異動又は在勤する所の移転を支給要件としないものとする。
  - 二 諸手当支給規程第7条第2項において、回数乗車券等の使用が最も経済的かつ合理的であると認められる場合は回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員及び計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれるものにあつては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額とする。
- 4 前項において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月（当該非常勤職員の残りの任期の期間（1箇月未満の月は1箇月とみなす。）が6箇月に満たない場合は、当該残りの任期の期間）を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 5 第3項において「1箇月当たりの平均通勤所要回数」とは、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 6 1週間当たりの勤務日が4日以下とされている非常勤職員の1箇月当たりの運賃等相当額は、次の各号に掲げる額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に1箇月の勤務日数（出張、研修及び非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－非常勤休暇。以下「非常勤職員休暇規程」という。）第4条及び第9条に規定する休暇を含む。第一号又は第三号に該当し、在宅勤務等手当を支給される職員及び計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれるものにあつては、勤務地への通勤回数）を乗じた額とする。ただし、第3項の規定に基づき算定した額が本項の規定に基づく額より、明らかに経済的であると認められるときは、第3項の規定に基づき算定した額とする。
  - 一 交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤1回分の運賃等の額とする。
  - 二 交通の用具を利用する区間については、諸手当支給規程第7条第2項第二号又は第三号を適用して算定した額（在宅勤務等手当を支給される職員のうち1箇月当たりの出勤日数が10日に満たない職員にあつてはその額の2分の1の額）を21で除した額とする（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
  - 三 新幹線鉄道等の特別料金等の支給については、諸手当支給規程第7条第3項を適用し

て算定した額を21で除した額とする。この場合において、非常勤職員任用要領別表1第八号に定める参事を除き、所を異にする異動又は在勤する所の移転を支給要件としないものとする。ただし、理事長が認めるものに限る。

- 7 通勤手当の支給開始月等は、次の各号に掲げる非常勤職員の勤務形態に応じ、当該各号に定めることとする。
  - 一 1週間の勤務日が5日とされている非常勤職員
 

採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、離職等により非常勤職員の要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月をもって終わる。ただし、第1項に規定する届出が採用された日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。
  - 二 1週間当たりの勤務日が4日以下とされている非常勤職員
 

採用された日の属する月から開始し、離職等により非常勤職員の要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月をもって終わる。ただし、第1項に規定する届出が、採用された日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月から支給を開始する。
- 8 1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える非常勤職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 9 通勤手当は、これを受けている非常勤職員にその月額又は日額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、第1項に規定する届出が、事実の生じた日から15日を経過した後になされたとき（支給額が増額に改定する場合に限る。）は、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 10 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、その期間）に係る最初の月の、第7条に規定する給与の支給日に支給する。
- 11 第3項の規定に基づき算定した額を運賃等相当額とされている非常勤職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該非常勤職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- 12 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務等手当）

- 第4条の2 住居その他これに準ずるものとして在宅勤務実施要領第5条で定める場所において、非常勤職員休暇規程第2条第1項で定める1日の勤務時間（休暇により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
  - 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
  - 3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた場合には、その命によって勤務した全時間のうち、7時間45分を超えて勤務した時間に対して、当該勤務1時間につき、第3条に規定する方法によって定められた日額単価(以下「日給額」という。)を正規の勤務時間数で除して得た額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。)に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる区分に応じた割合(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務にあっては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

100分の135

2 正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「7時間45分を超えて勤務した時間」とあるのは「7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間」と、「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる区分に応じた割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、7時間45分を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 別に定める代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 前各項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

7 超過勤務時間数は、一の給与期間の全時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に)により計算する。一の給与期間における1時間未満の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

なお、支給割合を異にする部分があるときは、それぞれ別個に同様の処理を行う。

## (夜勤手当)

第5条の2 非常勤職員休暇規程第15条の規定に基づき始業時刻及び終業時刻を変更して割り振られた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した7時間45分に達するまでの間の時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

## (期末業績手当の支給)

第6条 期末業績手当は、11月1日及び3月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員に対して、12月20日及び4月20日にそれぞれ支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間）第10条で定める休日（以下「休日」という。）に当たるときには、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 期末業績手当の額は、次の各号に掲げる額を支給する。

- 一 基準日現在に受けるべき日給額に21を乗じて得た額に別表2により算定した支給割合及び別表4により算定した支給割合を乗じて得た額を期末業績手当として支給する。
- 二 任用時に60歳以上の非常勤職員（以下「再任用相当職員」という。）については、前号で得た額に別表3の支給割合を乗じて得た額を期末業績手当として支給することができる。
- 三 前2号で得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 別表2の勤務期間は、4月1日から11月30日及び12月1日から3月31日の期間から現に任用された期間以外の期間を除いた期間とする。

4 別表4の勤務日数割合は、前項で算定した勤務期間の日数から週休日及び休日の日数を除いた日数（以下「勤務すべき日数」という。）に対する出勤日（出張、研修及び非常勤職員休暇規程第4条、第9条及び第11条に規定する休暇を含む。）の割合とする。

5 前項に規定する出勤日に勤務しない時間があった場合は、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、勤務しなかった時間を除算して勤務日数割合を算定する。

## (給与の支給日)

第7条 給与（期末業績手当を除く。）の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときには、その直前の土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

## (給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法は、職員給与規程（人事一法A－職員給与）を準用するものとする。ただし、民間企業からの非常勤職員受入れ要領（人事一法B－非常勤受入）に基づいて民間企業から受け入れる非常勤職員への給与の支給についてはこの限りではない。

## (給与の減額)

第9条 非常勤職員が、非常勤職員任用規程第16条に規定する人事異動通知書に記載された勤務日及び勤務時間に勤務しないときは、非常勤職員休暇規程第4条及び第9条に規定する休暇による場合、その他勤務を要しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定する場合を除きその勤務をしなかった時間数は、一の給与期間の全時間数に

よって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、超過勤務の場合の例による。

#### 第10条 削除

(別段の取扱い)

第11条 理事長は、常勤職員との均衡その他の事情により、この規程により難しい場合には、別段の取扱いをすることができる。

(本規程の管理部署)

第12条 本規程を管理する担当部署は経営企画部人事企画課とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成14年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成14年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成16年4月1日から施行する。

第2条 非常勤職員諸手当等支給要領（給与一法B－非常勤手当）は廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成21年4月1日から施行する。

2 本則第6条の規定に基づく期末業績手当の支給は、平成21年11月1日の基準日に在職する非常勤職員から適用するものとし、平成21年4月20日については、期末業績手当を支給しない。

(経過措置)

第2条 前条第2項の規定にかかわらず、非常勤職員任用規程第7条第3項の規定に基づき、平成21年度に再任用された非常勤職員のうち、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に掲げる支給額を支給する。

一 平成21年5月1日から平成21年10月31日までの間に退職した非常勤職員  
改正前の規程に基づき算定した6月支給の期末業績手当の額

二 平成21年11月1日から平成22年2月28日までの間に退職した非常勤職員  
本則第6条の規定に基づき平成21年12月に支給した期末業績手当の額が、改正前の規程に基づき算定した6月及び12月支給の期末業績手当の合計額に満たない場合にはその差額(差額が千円以上の場合に限る。)

第3条 前条の規定に基づく支給額の支給日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 前条第一号の額は平成21年12月18日
- 二 前条第二号の額は平成22年4月20日

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年3月31日改正の規程附則第2条に規定する改正前の規程(以下この条において「改正前の規程」という。)に基づき算定する6月及び12月支給の期末業績手当の額については、次の各号に掲げる期末業績手当の額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

一 改正前の規程に基づき算定する6月支給の期末業績手当

- イ 再任用相当職員以外の職員 0.907
- ロ 再任用相当職員 0.909

二 改正前の規程に基づき算定する12月支給の期末業績手当

- イ 再任用相当職員以外の職員 0.936
- ロ 再任用相当職員 0.960

附 則

(施行期日)

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成22年12月1日から施行する。

第2条 別表1の適用は施行日後に採用する非常勤職員の日給から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、5月の支給日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27・02・25 評基第011号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27・03・31 評基第010号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替等)

第2条 この規程の施行の日の前日から雇用が継続（退職後引き続き再雇用される場合を含む。）し、引き続き適用を受ける非常勤職員の俸給及び号俸の切替並びにこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例に準ずる。

(経過措置)

第3条 平成27年3月31日から引き続き別表1に掲げる俸給表の適用を受ける非常勤職員で、その者の受ける日給が平成27年3月31日において受けた日給に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、日給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則 (平成28・02・09 評基第027号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

(日給に関する経過措置)

第2条 平成28年3月31日までの間においては、第3条第1項第一号に規定する日額の算出方法に用いる地域手当の月額、旧諸手当支給規程（給与一法A―諸手当支給―26）

（平成27・03・31 評基第008号）によるものとする。

附 則（平成 28・03・15 評基第 018 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・02・14 評基第 008 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・03・07 評基第 019 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・06・06 評基第 024 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・12・15 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。ただし、第 3 条に規定する別表 1、第 6 条に規定する別表 2 及び別表 3 は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 30 年 4 月に支給する期末業績手当の調整）

第 2 条 平成 30 年 4 月に支給する期末業績手当に関する別表 2 及び別表 3 の適用については、以下のとおりとする。

別表 2

	勤務日数 勤務期間	週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日
				月 13 日～16 日	月 9 日～12 日
四 月 の 支 給 割 合	3 箇月 15 日以上	1.5300	1.2240	0.9180	0.6120
	3 箇月以上～3 箇月 15 日未満	1.3005	1.0404	0.7803	0.5202
	2 箇月 15 日以上～3 箇月未満	1.0710	0.8568	0.6426	0.4284
	2 箇月以上～2 箇月 15 日未満	0.8415	0.6732	0.5049	0.3366
	1 箇月 15 日以上～2 箇月未満	0.6120	0.4896	0.3672	0.2448
	1 箇月以上～1 箇月 15 日未満	0.3825	0.3060	0.2295	0.1530
	15 日以上～1 箇月未満	0.1530	0.1224	0.0918	0.0612
	15 日未満	0	0	0	0

別表 3

支給月	支給割合
4 月	80 / 153

附 則（平成 30・12・12 評基第 007 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第3条に規定する別表1については平成30年12月1日から、第6条に規定する別表2及び別表3は平成31年4月1日から適用する。

(平成31年4月に支給する期末業績手当の調整)

第2条 平成31年4月に支給する期末業績手当に関する別表2及び別表3の適用については、以下のとおりとする。

別表2

	勤務日数	週5日	週4日	週3日	週2日
	勤務期間			月13日～16日	月9日～12日
四月の支給割合	3箇月15日以上	1.5200	1.2160	0.9120	0.6080
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.2920	1.0336	0.7752	0.5168
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0640	0.8512	0.6384	0.4256
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.8360	0.6688	0.5016	0.3344
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.6080	0.4864	0.3648	0.2432
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3800	0.3040	0.2280	0.1520
	15日以上～1箇月未満	0.1520	0.1216	0.0912	0.0608
	15日未満	0	0	0	0

別表3

支給月	支給割合
4月	82 / 152

附 則 (20191206 評基第004号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第3条に規定する別表1については令和元年12月1日から、第6条に規定する別表2及び別表3は令和2年4月1日から適用する。

(令和2年4月に支給する期末業績手当の調整)

第2条 令和2年4月に支給する期末業績手当に関する別表2及び別表3の適用については、以下のとおりとする。

別表2

	勤務日数	週5日	週4日	週3日	週2日
	勤務期間			月13日～16日	月9日～12日
四月の支給割合	3箇月15日以上	1.5300	1.2240	0.9180	0.6120
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.3005	1.0404	0.7803	0.5202
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0710	0.8568	0.6426	0.4284
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.8415	0.6732	0.5049	0.3366
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.6120	0.4896	0.3672	0.2448
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3825	0.3060	0.2295	0.1530

合	15日以上～1箇月未満	0. 1 5 3 0	0. 1 2 2 4	0. 0 9 1 8	0. 0 6 1 2
	15日未満	0	0	0	0

別表 3

支給月	支給割合
4月	78 / 153

附 則（20201130 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し令和 2 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条に規定する別表 2 及び別表 3 は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 3 年 4 月に支給する期末業績手当の調整）

第 2 条 令和 3 年 4 月に支給する期末業績手当に関する別表 2 及び別表 3 の適用については、以下のとおりとする。

別表 2

	勤務日数 勤務期間	週 5 日	週 4 日	週 3 日 月 13 日～16 日	週 2 日 月 9 日～12 日
		四 月 の 支 給 割 合	3箇月15日以上	1.4500	1.1600
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.2325	0.9860	0.7395	0.4930
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0150	0.8120	0.6090	0.4060
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.7975	0.6380	0.4785	0.3190
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.5800	0.4640	0.3480	0.2320
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3625	0.2900	0.2175	0.1450
	15日以上～1箇月未満	0.1450	0.1160	0.0870	0.0580
	15日未満	0	0	0	0

別表 3

支給月	支給割合
4月	78 / 145

附 則（20210427 評基第 027 号）

（施行期日等）

（令和 3 年 4 月に支給する期末業績手当の調整）

第 1 条 令和 3 年 4 月に支給する期末業績手当に関する別表 2 及び別表 3 の適用については、以下のとおりとする。なお、附 則（20201130 評基第 007 号）第 2 条は廃止する。

別表 2

	勤務日数 勤務期間	週 5 日	週 4 日	週 3 日 月 13 日～16 日	週 2 日 月 9 日～12 日
			3箇月15日以上	1.5000	1.2000

四月の支給割合	3箇月以上～3箇月15日未満	1.2750	1.0200	0.7650	0.5100
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0500	0.8400	0.6300	0.4200
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.8250	0.6600	0.4950	0.3300
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.6000	0.4800	0.3600	0.2400
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3750	0.3000	0.2250	0.1500
	15日以上～1箇月未満	0.1500	0.1200	0.0900	0.0600
	15日未満	0	0	0	0

別表 3

支給月	支給割合
4月	78 / 150

附 則 (20220330 評基第 019 号)

(施行期日等)

第 1 条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 令和 4 年 4 月に支給する期末業績手当に関する別表 2 及び別表 3 の適用については、以下のとおりとする。

別表 2 非常勤職員の期末業績手当支給割合 (第 6 条関係)

	勤務日数 勤務期間	週 5 日	週 4 日	週 3 日 月 13 日～16 日	週 2 日 月 9 日～12 日
		四	3 箇月 15 日以上	1.4800	1.1840
月	3 箇月以上～3 箇月 15 日未満	1.2580	1.0064	0.7548	0.5032
	2 箇月 15 日以上～3 箇月未満	1.0360	0.8288	0.6216	0.4144
の	2 箇月以上～2 箇月 15 日未満	0.8140	0.6512	0.4884	0.3256
	1 箇月 15 日以上～2 箇月未満	0.5920	0.4736	0.3552	0.2368
支	1 箇月以上～1 箇月 15 日未満	0.3700	0.2960	0.2220	0.1480
	15 日以上～1 箇月未満	0.1480	0.1184	0.0888	0.0592
給	15 日未満	0	0	0	0
	15 日未満	0	0	0	0

別表 3 再任用相当職員の支給割合 (第 6 条関係)

支給月	支給割合
4月	78 / 148

附 則 (20221207 評基第 021 号)

(施行期日等)

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 4 月に支給する期末業績手当の調整)

第 2 条 令和 5 年 4 月に支給する期末業績手当に関する別表 2 及び別表 3 の適用については、以下のとおりとする。

別表2 非常勤職員の期末業績手当支給割合（第6条関係）

	勤務日数 勤務期間	週5日	週4日	週3日	週2日
				月13日～16日	月9日～12日
四 月 の 支 給 割 合	3箇月15日以上	1.4300	1.1440	0.8580	0.5720
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.2155	0.9724	0.7293	0.4862
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0010	0.8008	0.6006	0.4004
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.7865	0.6292	0.4719	0.3146
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.5720	0.4576	0.3432	0.2288
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3575	0.2860	0.2145	0.1430
	15日以上～1箇月未満	0.1430	0.1144	0.0858	0.0572
	15日未満	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

別表3 再任用相当職員の支給割合（第6条関係）

支給月	支給割合
4月	75 / 143

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（20231129 評基第 010 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第2条 令和5年4月1日に遡及して別表1が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20240327 評基第 011 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（20250210 評基第 007 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条 令和6年4月1日に遡及して別表1及び期末業績手当支給割合が改定されることに伴い、この規程の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20250317 評基第 009 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替）



## 附 則（20260119 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日に遡及して別表 1 及び期末業績手当支給割合が改定されることに伴い、この規程の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

## 附 則（20260330 評基第 027 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 非常勤職員日額俸給表（第 3 条関係）

単位：円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	9,300	11,500	13,100	14,700	15,800	17,500	20,000	22,500	25,000	27,000
5	9,500	11,800	13,300	15,000	16,200	17,800	20,400	23,400	25,900	28,000
9	9,800	12,000	13,500	15,200	16,500	18,100	20,700	23,900	26,400	
13	10,100	12,300	13,700	15,500	16,800	18,400	21,000			
17	10,400	12,500	14,000	15,800	17,100	18,700	21,200			
21	10,700	12,700	14,200	16,100	17,400	19,000	21,500			
25	11,000	12,900	14,400	16,400	17,700	19,300	21,600			
29	11,300	13,100	14,600	16,700	18,000	19,500	21,700			
33	11,500	13,200	14,800	17,000	18,200	19,700	21,800			
37	11,700	13,300	15,100	17,400	18,400	19,800	21,900			
41	11,900	13,500	15,300	17,600	18,500	19,900	22,000			
45	12,000	13,600	15,500	17,800	18,700	20,000	22,000			
49	12,100	13,700	15,800	18,000	18,800	20,000				
53	12,200	13,900	16,000	18,100	18,900	20,100				
57	12,300	14,000	16,200	18,200	19,000	20,100				
61	12,300	14,100	16,300	18,300	19,100	20,200				
65	12,400	14,200	16,500	18,400	19,200	20,200				
69	12,400	14,300	16,600	18,500	19,300	20,300				
73	12,500	14,400	16,700	18,600	19,300	20,300				
77	12,500	14,400	16,800	18,700	19,400					
81	12,600	14,500	16,800	18,800	19,400					
85	12,700	14,500	16,900	18,900	19,500					
89	12,700	14,600	17,000							
93	12,800	14,600	17,000							
97		14,700	17,100							
101		14,800	17,200							
105		14,800	17,300							
109		14,900	17,300							

113		14,900								
117		15,000								
121		15,000								
125		15,100								
再任用 職員	9,500	10,800	12,800	13,800	14,500	15,800	17,800	19,500	22,000	25,900

(備考) 再：再任用相当

別表2 非常勤職員の期末業績手当支給割合（第6条関係）

	勤務日数 勤務期間	週5日	週4日	週3日 月13日～16日	週2日 月9日～12日
十二 月 の 支 給 割 合	7箇月15日以上	3.1000	2.4800	1.8600	1.2400
	7箇月以上～7箇月15日未満	2.8985	2.3188	1.7391	1.1594
	6箇月15日以上～7箇月未満	2.6970	2.1576	1.6182	1.0788
	6箇月以上～6箇月15日未満	2.4955	1.9964	1.4973	0.9982
	5箇月15日以上～6箇月未満	2.2940	1.8352	1.3764	0.9176
	5箇月以上～5箇月15日未満	2.0925	1.6740	1.2555	0.8370
	4箇月15日以上～5箇月未満	1.8910	1.5128	1.1346	0.7564
	4箇月以上～4箇月15日未満	1.6895	1.3516	1.0137	0.6758
	3箇月15日以上～4箇月未満	1.4880	1.1904	0.8928	0.5952
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.2865	1.0292	0.7719	0.5146
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0850	0.8680	0.6510	0.4340
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.8835	0.7068	0.5301	0.3534
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.6820	0.5456	0.4092	0.2728
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.4805	0.3844	0.2883	0.1922
	15日以上～1箇月未満	0.2790	0.2232	0.1674	0.1116
	15日未満	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
四 月 の 支 給 割 合	3箇月15日以上	1.5500	1.2400	0.9300	0.6200
	3箇月以上～3箇月15日未満	1.3175	1.0540	0.7905	0.5270
	2箇月15日以上～3箇月未満	1.0850	0.8680	0.6510	0.4340
	2箇月以上～2箇月15日未満	0.8525	0.6820	0.5115	0.3410
	1箇月15日以上～2箇月未満	0.6200	0.4960	0.3720	0.2480
	1箇月以上～1箇月15日未満	0.3875	0.3100	0.2325	0.1550
	15日以上～1箇月未満	0.1550	0.1240	0.0930	0.0620
	15日未満	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

（備考）勤務期間を算定する期間は次のとおりである。

（支給月）	（期間）
12月	4月1日～11月30日
4月	12月1日～3月31日

別表3 再任用相当職員の支給割合（第6条関係）

支給月	支給割合
12月	163 / 310
4月	82 / 155

別表4 勤務日数割合に対する支給割合（第6条関係）

勤務日数割合	支給割合
8割以上	100 / 100
5割以上8割未満	60 / 100
2割以上5割未満	30 / 100
2割未満	0

（備考）勤務日数割合を算定する期間は次のとおりである。

（支給月）	（期間）
12月	4月1日～11月30日
4月	12月1日～3月31日